

# 奈良市屋外広告物条例 第3種特別許可地域

## 一般基準

項目	基準			解説 No.	
美観上の基準	・周辺環境に調和した形態、意匠、色彩とすること			①-1	
	・屋外広告物は、その効果の限度においてなるべく小さくし、切り文字形式とするなどにより、建築物と一体化を図ること			①-2	
	・照明設備を設置する場合は、周辺環境に配慮し、過剰な照明は設置しないこと			①-3	
	・夜間照明を目的とするイルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものは、点滅速度は緩やかなものとし、サーチライトは使用しないこと			①-4	
	・点滅式照明や可動式照明（警報用を除く）は設置しないこと			①-5	
	・道路境界線を超えて表示又は設置しないこと			①-7	
	・写真等を表示する場合は、その面積は、表示面ごとに表示面積の30%以下			①-8	
	・表示面積に対する余白の面積割合は、表示面ごとに30%以上（のぼり、立看板、はり札、はり紙を除く）			①-9	
	・屋根には直接ペンキ等で表示しないこと			①-11	
	・容易に腐朽し、又は破損しない構造であること			①-12	
	・設置の方法が不完全で、風、雪、雨又は振動により倒壊し、又は落下しないよう堅固に設置すること			①-13	
危害防止の基準	・信号機又は道路標識の効用を妨げないこと			①-14	
	・一般交通の用に供する道路上に表示又は設置しないこと			①-15	
色彩の基準	・次の範囲内の色彩であること				
	地色	色相	明度	彩度	①-16
	R系	0.0R以上 10.0R未満	7.0 以下	8.0 以下	
	YR系	0.0YR以上 10.0YR未満	7.0 以下	8.0 以下	
	Y系	0.0Y以上 10.0Y未満	7.0 以下	6.0 以下	
	GY系	0.0GY以上 10.0GY未満	7.0 以下	4.0 以下	
	G系	0.0G以上 10.0G未満	7.0 以下	4.0 以下	
	BG系	0.0BG以上 10.0BG未満	7.0 以下	4.0 以下	
	B系	0.0B以上 10.0B未満	7.0 以下	4.0 以下	
	PB系	0.0PB以上 10.0PB未満	7.0 以下	4.0 以下	
	P系	0.0P以上 10.0P未満	7.0 以下	4.0 以下	
	RP系	0.0RP以上 10.0RP未満	7.0 以下	6.0 以下	
	N系（無彩色）	制限なし	—	—	
	地色	R系	0.0R以上 10.0R未満	制限なし	①-17
	YR系	0.0YR以上 10.0YR未満	制限なし	12.0 以下	
	Y系	0.0Y以上 10.0Y未満	制限なし	8.0 以下	
	GY系	0.0GY以上 10.0GY未満	制限なし	8.0 以下	
	G系	0.0G以上 10.0G未満	制限なし	8.0 以下	
	BG系	0.0BG以上 10.0BG未満	制限なし	8.0 以下	
	B系	0.0B以上 10.0B未満	制限なし	8.0 以下	
	PB系	0.0PB以上 10.0PB未満	制限なし	8.0 以下	
	文 字 色 等	P系	0.0P以上 10.0P未満	制限なし	①-18
	RP系	0.0RP以上 10.0RP未満	制限なし	10.0 以下	
	N系（無彩色）	制限なし	—	—	①-19
色彩の基準	・次の(1)及び(2)のいずれにも該当する場合は、(3)に示す高彩度色を使用できる				
	(1) 高彩度色の面積の合計は、表示面ごとに表示面積の20%以下				
	(2) 表示する高彩度色の数は、表示面ごとに2色以下				
	(3) 高彩度色は、次の範囲の色彩とする				
	地 色 色相：R,YR 明度：制限なし 彩度：12.0 以下				
	色相：Y,GY,G,B,PB,P,RP 明度：制限なし 彩度：10.0 以下				
	色相：BG 明度：制限なし 彩度：9.0 以下				
	文字色等 色相：R,YR 明度：制限なし 彩度：14.0 以下				
	色相：Y,RP 明度：制限なし 彩度：12.0 以下				
	色相：GY,G,BG,B,PB,P 明度：制限なし 彩度：10.0 以下				
色彩の基準	・配色調和に配慮すること				①-18
	・木、石、布等の自然素材を使用する場合は、上記の数値によらない				①-19
	ただし、周辺の景観に調和する色彩を用いること				

## 種類別基準 1/2

種類及び項目	基準			解説 No.
屋上広告物	高さ	・建築物の高さの1／3以下、かつ2m以下、地上から屋上広告物又は掲出物件の上端までの高さは15m以下		②-1-イ
	面積・規模等	・建築物の壁面に対する屋上広告物又はその掲出物件の投影面積 (1) 建築物の高さが12m未満の場合 ア 建築物の壁面の幅が20m未満のときは、30 m <sup>2</sup> 以下 イ 建築物の壁面の幅が20m以上50m未満のときは、45 m <sup>2</sup> 以下 ウ 建築物の壁面の幅が50m以上100m未満のときは、60 m <sup>2</sup> 以下 エ 建築物の壁面の幅が100m以上のときは、90 m <sup>2</sup> 以下 (2) 建築物の高さが12m以上の場合 ア 建築物の壁面の幅が20m未満のときは、40 m <sup>2</sup> 以下 イ 建築物の壁面の幅が20m以上50m未満のときは、60 m <sup>2</sup> 以下 ウ 建築物の壁面の幅が50m以上100m未満のときは、80 m <sup>2</sup> 以下 エ 建築物の壁面の幅が100m以上のときは、120 m <sup>2</sup> 以下		②-1-ウ
	その他	・和風建築物の棟には表示又は設置しないこと		②-1-エ
壁面広告物	面積・規模等	・壁面広告物の表示面積の合計は、当該壁面の立面積の1／3以下		②-2-ア
	数量	・同一壁面において、1つのテナントが表示する壁面広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下 ただし、自己外広告物がある場合は、同一壁面において、合計3以下		②-2-イ
	その他	・突き出し形式は、表示又は設置しないこと ・建築物の開口部と外壁にまたがる壁面広告物は、表示しないこと ・大規模小売店舗に表示又は設置するものは、次のいずれかによること (1) 上記の壁面広告物の基準に該当し、付近の景観を著しく阻害していないこと (2) 次の事項に該当すること ア 突き出し形式は表示又は設置しないこと イ 同一壁面に表示する壁面広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下 ウ 壁面広告物の表示面積の合計は、同一壁面の立面積の1／20以下 エ イルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものは、うす色の色彩のもので、かつ、点滅しないもの オ 屋上広告物を表示又は設置していないこと ・可変表示式屋外広告物（デジタルサイネージ）は、別に定める基準によること 89ページ ・バスロケーションシステム型広告は、別に定める基準によること 90ページ		②-2-ウ
	高さ	・高さは、埠及び垣の上端を超えないこと		②-3-ア
	面積・規模等	・埠及び垣広告物の表示面積の合計は、当該埠及び垣面の立面積の1／3以下		②-3-イ
	数量	・同一埠及び垣面において、1つのテナントが表示する埠及び垣広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下 ただし、自己外広告物がある場合は、同一埠及び垣面において、合計3以下		②-3-ウ
	その他	・古い土埠には掲げないこと		②-3-エ
広告塔・広告板	高さ	・地上から広告塔の上端までの高さは、6m以下		②-4-イ
	面積・規模等	・広告塔ごとの表示面積 (1) 自己用広告物 60 m <sup>2</sup> 以下 (2) 自己外広告物 20 m <sup>2</sup> 以下 ・広告塔の各面の表示面積 (1) 自己用広告物 20 m <sup>2</sup> 以下 (2) 自己外広告物 10 m <sup>2</sup> 以下		②-4-ウ
	高さ	・地上から広告板の上端までの高さは、5m以下		②-4-オ
	面積・規模等	・広告板ごとの表示面積 (1) 自己用広告物 30 m <sup>2</sup> 以下 (2) 自己外広告物 20 m <sup>2</sup> 以下 ・自己外広告物である広告板の各面の表示面積は、10 m <sup>2</sup> 以下		②-4-カ
	自立し、移動可能な広告板	・自己用広告物に限る ・広告板の大きさは、全高は1.8m以下、全幅は1.2m以下		②-4-キ
	公共用ベンチ広告板	・表示場所は、背もたれ部分のみであること ・表示面の大きさは、縦は0.15m以下、横は背もたれ幅の6／10以下 ・1つの公共用ベンチに表示する広告板の数は、1以下 ・表示面の全面地色は、N9.0又は10.0YR 8.0/2.0		②-4-ク

# 奈良市屋外広告物条例 第3種特別許可地域

種類別基準 2/2

種類及び項目			基準	解説 No.
広告塔・広告板	共通	面積・規模等	・自己外広告物である広告塔と広告板の合計幅は、当該敷地の間口幅の3分の1以下、かつ、10m以下であること（整形・均等配置されたものに限る） ただし、1の敷地に1基の設置は認める	②-4-ケ
		その他	・鉄道又は道路敷及びこれらから展望できる範囲で当該鉄道又は道路敷から100m以上の場所に表示又は設置し、かつ広告塔又は広告板相互の間隔は、100m以上 ただし、次の掲げる場合は、距離及び間隔の制限をしない (1) 自己用広告物 (2) 鉄道の駅構内において表示するもの (3) 市街地において表示するもの	②-4-サ
	電柱広告物	面積・規模等	・信号機が設置されている交差点の側端又は曲がり角から5m以内（横断歩道又は自転車横断帯が設置されている場合は、当該横断歩道又は当該自転車横断帯から5m以内）に、自己外広告物を表示又は設置してはならない	②-4-シ
		数量	・板面は単純な形状であること	②-4-ス
		色彩	・可変表示式屋外広告物（デジタルサイネージ）は、別に定める基準によること	89ページ
		その他	・バスロケーションシステム型広告は、別に定める基準によること	90ページ
		高さ	・地上から突き出し広告の下端までの高さは、2.8m以上	②-5-イ
アーチ広告物	突き出し広告	面積・規模等	・縦は1.2m以下、横は0.5m以下	②-5-イ
		数量	・1つの電柱に表示又は設置する突き出し広告の数は、1以下	②-5-イ
		色彩	・表示面の全面地色は、N9.0又は10.0YR8.0/2.0	②-5-イ
		その他	・同一表示内容の突き出し広告を連続して表示しないこと ・車道上に出ないよう設置すること	②-5-エ
		高さ	・地上から巻付け広告の下端までの高さは、1.2m以上	②-5-ウ
	巻付け広告	面積・規模等	・縦は1.5m以下	②-5-ウ
		数量	・1つの電柱に表示又は設置する巻付け広告の数は、1以下	②-5-ウ
	アーチ広告物	色彩	・表示面の全面地色は、N9.0又は10.0YR8.0/2.0	②-5-エ
		その他	・同一表示内容の巻付け広告を連続して表示しないこと	②-5-エ
		高さ	・地上からアーチ広告物又はその掲出物件の下端までの高さは、4.5m以上	②-6-イ
気球広告物	その他	その他	・アーチの上部には、地名、商店街名等公共的な名称のみを表示し、その他の広告物について、下部柱部に表示すること ・下部柱部に表示する広告物は、当該地及び商店街等に関係する公共的な広告物であること	②-6-ウ
		高さ	・地上からの高さは、45m以下	②-7-イ
		面積・規模等	・気球は、直径3m以下	②-7-イ
	その他	面積・規模等	・気球を係留する綱に架設する広告物等は、縦は15m以下、横は1.5m以下	②-7-イ
		高さ	・高さが25mを超える建築物には掲揚しないこと	②-7-ウ
		面積・規模等	・掲揚中に電線、煙突、建築物等に触れないこと	②-7-ウ
		その他	・表示面にネットを用いてあること ・風速5m以上の時には掲揚しないこと ・気球に補助綱があること	②-7-ウ
広告幕	面積・規模等	・広告幕の表示面積の合計は、テナントごとに12m <sup>2</sup> 以下（のぼりの面積を除く）	②-8-ア	
	その他	・横断幕は、繁華街においてのみ掲げること ・懸垂幕及び横断幕の外周には、風圧に耐えられるように適当な太さのロープを入れること	②-8-イ	
立看板	面積・規模等	・立看板ごとの表示面の大きさは、縦は1.8m以下、横は0.9m以下	②-9	
	面積・規模等	・脚部の長さは、0.5m以下	②-9	
はり札	はり札	面積・規模等	・はり札ごとの表示面積は、0.5m <sup>2</sup> 以下	②-10
	はり紙	面積・規模等	・はり紙ごとの表示面積は、1m <sup>2</sup> 未満 ただし、掲示板等のはり紙の表示を目的とする物件に表示する場合は、この限りでない	②-10

※ 各基準は奈良市景観ガイドライン（広告物編）の抜粋です。

基準の詳細や解説については、奈良市ホームページをご確認ください。

## 第3種特別許可地域

